

**意見募集に寄せられた意見及び
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について**

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関する意見

1 「関係機関等への情報提供」に関する改訂内容への意見

【改訂内容】

- ・ 第1の1(2)ウ「関係機関等への情報提供等」に関し、「ヤミ金融に関する広告」に係る情報を金融庁に対して提供することとした上で、情報提供先に係る記載を現状に即した形に修正する。

【寄せられた意見及び意見に対する考え方】

寄せられた意見はありませんでした。

2 その他の改訂内容に対する意見

【改訂内容】

- ・ 違法情報の送信防止措置依頼手続に関し、違法情報が掲載されている場所が電子掲示板の場合とウェブサイトの場合を統合して規定した上で、電子掲示板又はウェブサイトの管理人による対応が行われない場合と、サーバの管理者による対応が行われない場合における送信防止措置依頼の相手方を明記する。
- ・ 第3の4「違法情報該当性の判断手続」及び第4の4「公序良俗に反する情報か否かの判断手続」に関し、より実態に沿った表現とするため、ホットラインセンターにおいて確認すべき情報としてURLを例示に掲げる。

【寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方】

寄せられた意見はありませんでした。

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関する意見

1 ホットライン運用ガイドラインに関する意見

【寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方】

意見の概要	意見に対する考え方
民間団体であるホットラインセンターに、情報が違法であると判断したり、情報の削除を依頼する権限を認めるべきではない。	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しない意見につきましては、今後の改訂等に当たつての参考とさせていただきます。
ホットラインセンターは、情報が公序良俗に反するか、人権侵害に当たるかといった判断をすべきではない。	
警察への情報提供を行う場合と、掲示板の管理者等に対応を依頼する場合の具体的基準を明示しておくべきである。	
電子掲示板の管理者等は、独自の判断で削除等の対応をするか否かを決定しなければならず、その対応が「社会的に期待」されるなどというべきではない。	
違法情報該当性に疑いがある情報は、対応依頼の対象とすべきではない。	
児童ポルノ公然陳列における児童該当性は、被写体の外見のみで判断すべきではない。	
「児童ポルノ」の定義をもっと明確にして誤った運用がなされないようにすべきである。	
有害情報の定義は、あいまいかつホットラインセンター独自のものであり、これに基づいた運用は検閲になると考える。	
「自殺」という表現を規制しても自殺の予防にはつながらないので、自殺に関する情報は、削除依頼の対象から除外すべきである。	
硫化水素ガスの製造方法は既に一般に知られており、規制する意味がないため、「硫化水素ガスの製造」の誘引等を削除依頼の対象から除外すべきである。	

児童ポルノ公然陳列に該当する疑いのある情報は、「公序良俗に反する情報」から除外すべきである。	
巧妙な手口で撮影された盗撮画像・映像がインターネット上に流通している現状に照らして、盗撮に関する情報に関する規定をホットライン運用ガイドライン中に盛り込むべきである。	
ホットラインセンターの判断が誤っていた場合の不服申立手続を用意すべきである。 (同旨1件)	
ホットラインセンターは、ブロッキングやフィルタリングに対する異議申立ての受付機関としての機能を新たに担うべきである。	
インターネット上の情報により被害を受けた者に対し通報の処理結果を直接通知する等の措置について検討すべきである。	

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関する意見

【寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方】

意見の概要	意見に対する考え方
わいせつ物公然陳列に該当する情報は、警察庁に対して提供すべきではない。	今後の業務の参考とさせていただきます。
児童ポルノ該当性の判断は、慎重になすべきである。 (同旨1件)	
ホットラインセンターは、組織としての中立性を確保するべきである。 (同旨3件)	
ホットラインセンターによる情報の提供先は、被害者、行政庁及び権利者団体に限定されるべきである。	

※項目別意見数の集計に当たり、一つの意見が複数の項目に該当する場合は、重複して計上しています。